

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五十号

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程の一部を改正する告示

埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和二十六年埼玉県告示第二百二十五号）

の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第五条中「、あつた者」を「あつた者」に改める。

第六条第一項中「及び口述」を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

受 講 願 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

家畜改良増殖法第16条第2項の規定により開催される埼玉県家畜人工授精師養成講習会講習を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 家畜の種類

2 講習会の別

修業試験合格証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

講習場所

講習期間

年 月 日から

年 月 日まで

家畜の種類

講習会の別

埼玉県家畜人工授精師養成講習会講習を修了し、その修業試験に合格したことを証します。

年 月 日

住 所

埼玉県知事



附 則

この告示は、公布の日から施行する。